

知立市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
15	1	4	1	(略) 南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は <u>70%~80% (追記)</u> と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。	(略) 南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は <u>60%~90%程度以上</u> と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。	時点の修正
20	1	5	2	第2項 主な県関係機関 (1) 愛知県安城警察署 ソ 緊急通行車両等 <u>(追記)</u> 確認及び確認証明書の交付を行う	第2項 主な県関係機関 (1) 愛知県安城警察署 ソ 緊急通行車両等 <u>の</u> 確認及び確認証明書の交付を行う	表記の整理【県計画】
21	1	5	2	第5項 主な指定公共機関 (1) <u>西日本電信電話</u> 株式会社	第5項 主な指定公共機関 (1) <u>NTT西日本</u> 株式会社	社名変更に伴う修正
26	2	1	2	第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u> ・ボランティアとの連携 (略) <u>(追記)</u>	第2節 <u>消防団、自主防災組織の育成強化</u> ・ボランティアとの連携 (略) <u>(1) 消防団の充実強化</u> <u>市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
27				<p><u>(1)</u> 自主防災組織の推進 (略)</p> <p><u>(2)</u> 自主防災組織等の環境整備 (略)</p> <p><u>(3)</u> 連携体制の確保 (略)</p> <p><u>(4)</u> 防災ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p><u>(5)</u> 防災関係団体ネットワーク化 (略)</p>	<p><u>遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2)</u> 自主防災組織の推進 (略)</p> <p><u>(3)</u> 自主防災組織等の環境整備 (略)</p> <p><u>(4)</u> 連携体制の確保 (略)</p> <p><u>(5)</u> 防災ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p><u>(6)</u> 防災関係団体ネットワーク化 (略)</p>	
30	2	1	3	<p>(略)</p> <p>第2項 知立市及び商工団体等における措置 (略)</p> <p><u>(追記)</u> (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2項 知立市及び商工団体等における措置 (略)</p> <p><u>第3項 名古屋地方気象台における措置</u> <u>名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</u> (略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —2—

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
32	2	2	1	第4項 <u>一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の促進</u> (略) (1) <u>民間住宅の耐震診断・耐震改修等の促進</u> ア 市が行う耐震診断への助成 (略) イ 市の <u>耐震改修費・除却費補助事業</u> への助成 県は、 <u>旧基準住宅を対象に市の実施する耐震改修・除却に関する補助事業</u> に助成することにより、旧基準住宅の耐震化の促進を図るものとする。 (2) <u>一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進</u> ア 簡易診断マニュアルの作成 (略) イ <u>(追記)</u> 県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、 <u>耐震診断費を助成する。</u> (略) カ <u>耐震診断への補助</u>	第4項 <u>民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進</u> (略) (1) <u>住宅の耐震化の促進</u> ア 市が行う耐震診断への助成 (略) イ 市の <u>耐震改修費補助事業</u> への助成 県は、 <u>(削除)市の実施する耐震補強設計や耐震改修、除却の補助事業</u> に助成することにより、旧基準住宅の耐震化の促進を図るものとする。 (2) <u>建築物の耐震化の促進</u> ア 簡易診断マニュアルの作成 (略) イ <u>避難路沿道建築物の耐震診断への助成</u> 県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、 <u>耐震診断費補助事業を実施するものとする。</u> (略) カ <u>耐震診断費補助事業への助成</u> (略)	表記の整理【県計画】 表記の整理【県計画】 補助制度の拡充に伴う修正【県計画】 表記の整理【県計画】 補助制度の拡充に伴う修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
33				<p>(略)</p> <p>なお、県は、<u>民間の特定既存耐震不適格建築物</u>、防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成することにより、耐震診断の促進を図るものとする。</p> <p>キ <u>耐震改修費・除却費補助事業</u>への助成</p> <p><u>(追記)</u> 耐震改修促進法<u>(追記)</u>に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物<u>(追記)</u>に対する市の<u>耐震改修費・除却費補助事業</u>に助成することにより、耐震改修の促進を図るものとする。</p>	<p>なお、県は、<u>特定既存耐震不適格建築物</u>や防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成することにより、耐震診断の促進を図るものとする。</p> <p>キ <u>耐震改修費補助事業</u>への助成</p> <p><u>県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」</u>に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物<u>や特定既存耐震不適格建築物</u>に対する市の<u>耐震改修、除却の補助事業</u>に助成することにより、耐震改修の促進を図るものとする。</p>	補助制度の拡充に伴う修正【県計画】
40	2	2	3	<p>第6項 通信施設</p> <p>(略)</p> <p>(1) 電気通信</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>ア <u>西日本電信電話株式会社</u>、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p><u>西日本電信電話株式会社</u>及びエヌ・ティ・ティ・コミ</p>	<p>第6項 通信施設</p> <p>(略)</p> <p>(1) 電気通信</p> <p><u>電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p>ア <u>NTT西日本株式会社</u>、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p><u>NTT西日本株式会社</u>及びエヌ・ティ・ティ・コミ</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p> <p>社名変更による修正</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —4—

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由		
42				<p>ユニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る。</p> <p>(略)</p> <p>イ KDDI 株式会社</p> <p>KDDI 株式会社は、国内・国際電気通信及び移動通信のため、<u>西日本電信電話</u>株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>ニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る。</p> <p>(略)</p> <p>イ KDDI 株式会社</p> <p>KDDI 株式会社は、国内・国際電気通信及び移動通信のため、<u>NTT西日本</u>株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。</p>	サービス終了に伴う修正が漏れていたため		
43			<p>ウ 株式会社NTTドコモ</p> <p>(略)</p> <p>(ク) 株式会社NTTドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策として、iモード災害用伝言板サービスを運用する。</p> <table border="1"> <tr> <td>その他</td> <td>docomo 携帯電話番号以外からは「au 災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」<u>「ウィルコム災害用伝言板」</u>のリンクを表示する。</td> </tr> </table>	その他	docomo 携帯電話番号以外からは「au 災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」 <u>「ウィルコム災害用伝言板」</u> のリンクを表示する。		<p>ウ 株式会社NTTドコモ</p> <p>(略)</p> <p>(ク) 株式会社NTTドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策として、iモード災害用伝言板サービスを運用する。</p> <table border="1"> <tr> <td>その他</td> <td>docomo 携帯電話番号以外からは「au 災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」<u>「楽天モバイル災害用伝言版」</u>のリンクを表示する。</td> </tr> </table>	その他
その他	docomo 携帯電話番号以外からは「au 災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」 <u>「ウィルコム災害用伝言板」</u> のリンクを表示する。							
その他	docomo 携帯電話番号以外からは「au 災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」 <u>「楽天モバイル災害用伝言版」</u> のリンクを表示する。							
53	2	4	3	<p>第3節 宅地造成<u>(追記)</u>の規制誘導</p> <p>第1項 知立市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 宅地造成<u>(追記)</u>工事規制区域</p> <p><u>宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域がある場合、宅地造成工事規制区域を指</u></p>	<p>第3節 宅地造成<u>等</u>の規制誘導</p> <p>第1項 知立市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 宅地造成<u>等</u>工事規制区域</p> <p><u>県は、宅地造成における土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事</u></p>	令和7年5月9日に区域指定し、盛土規制法による規制を開始したことによる修正【県計画】		

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<u>定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</u>	<u>規制区域」に指定し、市は、宅地造成等工事規制区域内の工事等について、許可申請等の手続を行い、災害防止のため必要な規制を行う。</u>	
54	2	5	1	<p>第1項 知立市及び防災関係機関における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災用拠点施設の整備促進</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(5) 防災中枢機能の充実</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 防災用拠点施設の屋上番号標示</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 公的機関の業務継続性の確保</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(8) 応急活動のためのマニュアルの作成等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(9) 人材の育成等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(10) 防災関係機関相互の連携</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(11) 緊急地震速報の伝達体制整備</u></p>	<p>第1項 知立市及び防災関係機関における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災用拠点施設の整備促進</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 救助・救急等に係る施設・設備等</u></p> <p><u>人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機</u> <u>械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の</u> <u>際にその機能が有効適切に運用できるよう整備改善並</u> <u>びに点検する。</u></p> <p><u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被</u> <u>災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被</u> <u>災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留</u> <u>意するものとする。</u></p> <p><u>また、市は負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶</u> <u>し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医</u> <u>療資機材等の備蓄に努める。</u></p> <p><u>(6) 防災中枢機能の充実</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】及び風水害遍との整合性</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				(略)	<u>(7)</u> 防災用拠点施設の屋上番号標示 (略) <u>(8)</u> 公的機関の業務継続性の確保 (略) <u>(9)</u> 応急活動のためのマニュアルの作成等 (略) <u>(10)</u> 人材の育成等 (略) <u>(11)</u> 防災関係機関相互の連携 (略) <u>(12)</u> 緊急地震速報の伝達体制整備 (略)	
57	2	5	1	第3項 情報収集・連絡体制の整備等 (略) (2) 通信施設・設備等 (略) イ 通信施設の非常用発電機 (略) <u>(追記)</u>	第3項 情報収集・連絡体制の整備等 (略) (2) 通信施設・設備等 (略) イ 通信施設の非常用発電機 (略) <u>ウ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、 活用 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —7—

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
58	2	5	1	<p>第5項 物資の備蓄、調達供給体制の確保 (略)</p> <p>(2) 防災情報システムの整備</p> <p>市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めるとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p> <p>第5項 物資の備蓄、調達供給体制の確保 (略)</p> <p>(2) 防災情報システムの整備</p> <p>市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めるとともに、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理【県計画】</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
65	2	7	1	第1項 知立市における措置 (略) (2) <u>(追記)</u> 避難所の指定 (略)	第1項 知立市における措置 (略) (2) <u>指定</u> 避難所の指定 (略)	県計画との整合
66				ウ 避難所として使用することによる行政上への支障、災害救援上の問題点の把握を行い、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、 <u>(追記)</u> 備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。 (略) <u>((3) ウより転記)</u>	ウ 避難所として使用することによる行政上への支障、災害救援上の問題点の把握を行い、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、 <u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u> (略) <u>カ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを目頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】 表記の整理【県計画】
66	2	7	1	(3) <u>(追記)</u> 福祉避難所の整備 ア 市は、 <u>指定避難所内の一般避難スペース</u> では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、 <u>(追記)</u> 福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。 イ 市は、 <u>(追記)</u> 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられて	(3) <u>指定福祉避難所の指定</u> ア 市は、 <u>指定一般避難所内</u> では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、 <u>指定福祉避難所</u> として指定避難所を指定するよう努めるものとする。 イ 市は、 <u>(追記)</u> 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、ま	災害対策基本法施行規則を踏まえた修正【県計画】 表記の整理【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
66				<p>おり、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p><u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>エ</u> 市は、<u>(追記)</u> 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>(追記)</u> 福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>オ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>(追記)</u> 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>(追記)</u> 福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(5) 避難所における必要面積の確保</p> <p><u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペース</u></p>	<p>た、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p><u>((2) カへ移行)</u></p> <p><u>ウ</u> 市は、<u>指定</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>エ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>指定</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(5) 避難所における必要面積の確保</p> <p><u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u></p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正【県計画】</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正【県計画】</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —10—

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由						
67				<p><u>の確保に努める。</u></p> <table border="1" data-bbox="450 293 1111 632"> <tr> <td data-bbox="450 293 629 405">1 m²/人</td> <td data-bbox="629 293 1111 405">発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 405 629 517">2 m²/人</td> <td data-bbox="629 405 1111 517">緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 517 629 632">3 m²/人</td> <td data-bbox="629 517 1111 632">避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p><u><新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積></u> <u>≥</u> <u>一家族が、目安で 3m×3m の1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m 以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u></p> <p>（6） 避難所が備えるべき設備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>（追記）</u>テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション <u>（追記）</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 なお、バリアフリー化がされていない施設を避難</p>	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>（6） 避難所が備えるべき設備 避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸、</u>テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所</p>	<p>組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積											
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積											
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積											

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
67				<p>所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくように努める。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>(追記)</u> ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>(7) 避難所の運営体制の設備</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<u>する。</u></p> <p>(略)</p> <p>カ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、「知立市避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策における運営の手引き）」や県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、</u>平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p>	<p>とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくように努める。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>(7) 避難所の運営体制の設備</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<u>し、受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p>(略)</p> <p>カ <u>(削除)</u> 感染症対策について、<u>(削除)</u> 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>(削除)</u> 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
68				<p>キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(8) 避難者等の情報把握</u></p> <p><u>市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(9) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></p> <p><u>ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な</u></p>	

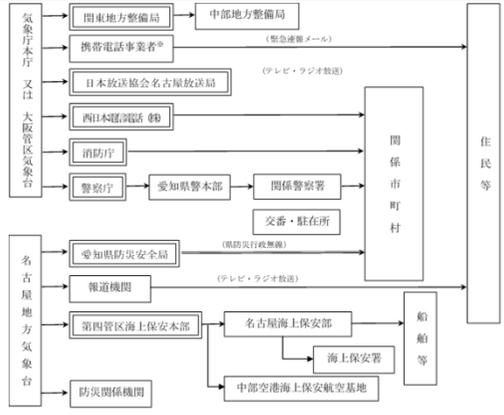
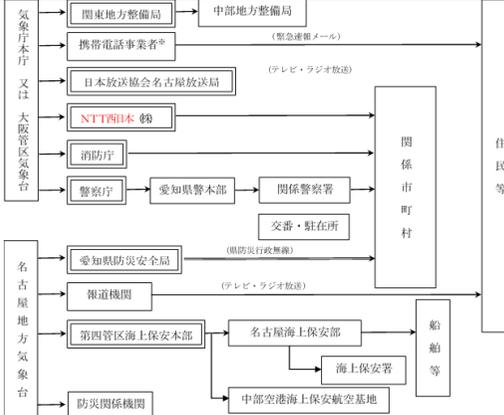
ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				(8) 避難所の破損等への備え (略)	<u>物資の備蓄に努めるものとする。</u> (10) 避難所の破損等への備え (略)	
71	2	7	2	(5) 災害ケースマネジメント 市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	(5) 災害ケースマネジメント 市は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】
72	2	7	3	第1項 県及び知立市における措置 (1) (略) (追記)	第1項 県及び知立市における措置 (1) (略) <u>エ 徒歩帰宅者支援の環境整備</u> <u>大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。</u>	定義の明確化【県計画】

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
74	2	8	2	<p>第1項 知立市における措置 (略)</p> <p>(1) 消防力の整備強化 「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、(追記) 団員の確保に努めるとともに、消防団員を地域のリーダーとして養成し、災害時に配置するなど広域消防体制の整備を図るものとする。また、消防団が自主防災組織及び区域内の防災に関する組織の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講じるよう努める。</p>	<p>第1項 知立市における措置 (略)</p> <p>(1) 消防力の整備強化 「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化を図り、消防の広域化を推進する。また、消防の応援について近隣市町村及び県内市町村との協定に基づく消防相互応援体制の整備に努める。 <u>消防団については、</u>団員の確保に努めるとともに、消防団員を地域のリーダーとして養成し、災害時に配置するなど広域消防体制の整備を図るものとする。また、消防団が自主防災組織及び区域内の防災に関する組織の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講じるよう努める。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>
77	2	9	1	<p>第1項 知立市における措置 (略)</p> <p>(3) 受援体制の整備 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため<u>の</u>受援体制の整備に努めるものとする。(追記) 特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 (追記)</p>	<p>第1項 知立市における措置 (略)</p> <p>(3) 受援体制の整備 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>以下のような</u>受援体制の整備に努めるものとする。 <u>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u> (削除) 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、(削除) 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 <u>イ 宿泊場所等の確保</u> <u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
78				<p>また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p><u>定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 訓練等の実施</u></p> <p><u>(削除)</u> 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	
79	2	9	3	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討(略)</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討(略)</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
79	2	9	4	<p>第1項 <u>(追記)</u> 市における措置 (略)</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものと<u>し、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u></p>	<p>第1項 <u>知立</u>市における措置 (略)</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものと<u>する。</u></p>	表記の整理
80	2	10		<p>□ 基本方針 (略)</p> <p>○ なお、その際には要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>(追記)</u>。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</p>	<p>□ 基本方針 (略)</p> <p>○ なお、その際には要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u>また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
83	2	10	2	<p>第1項 知立市における措置 (略)</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承 市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の(追記)持つ意味を正しく後世に伝えていくよう務めるものとする。</p>	<p>第1項 知立市における措置 (略)</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承 市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう務めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>
106	3	2	1	 <p>※緊急メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先</p> <p>注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	 <p>※緊急メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先</p> <p>注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>社名変更による修正</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																												
117	3	3	1	<p>西三河県民事務所の連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1非常配備 (準備体制)</th> <th>第2非常配備 (準備強化体制)</th> <th>第2非常配備 (警戒体制)</th> <th>第3非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配備場所</td> <td colspan="2">西三河県民事務所 防災安全課 (西三河総合庁舎2階)</td> <td colspan="2">西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">勤務時間</td> <td colspan="2">庁舎代表 0564-23-1211</td> <td colspan="2">庁舎代表 0564-23-1211</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT</td> <td>内線 2289、2270(防災)、 2271(消防)</td> <td>内線 4111、4112(統括部総括班) 4113(統括部総務班) 4114(支援部支援班) 4118、4117、4124(統括部情報班)</td> <td>4111、4112(統括部総括班) 4113(統括部総務班) 4114(支援部支援班) 4118、4117、4124(統括部情報班)</td> </tr> <tr> <td>直通 0564-27-2705、2708</td> <td>直通 0564-27-2793(統括部総括班) 0564-27-2794(統括部総務班・支援部支援班) 0564-27-2795(統括部情報班)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NTIFAX</td> <td colspan="2">0564-23-4318</td> <td>直通 0564-27-2798</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">内</td> <td rowspan="5">防災</td> <td>無線電話番号-805-2289、 2270(防災)</td> <td>統括部 総括班</td> <td>無線電話番号-805-4111、4112</td> </tr> <tr> <td>無線電話番号-805-2271 (消防)</td> <td>統括部 総務班</td> <td>無線電話番号-805-4113</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">/</td> <td>支援部 支援班</td> <td>無線電話番号-805-4114</td> </tr> <tr> <td>統括部 情報班</td> <td>無線電話番号-805-4118、4117、4124</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線 (FAX)</td> <td>無線電話番号-805-1150</td> <td>無線電話番号-805-4123</td> </tr> <tr> <td>e-mail</td> <td colspan="4">nishimikawa@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">外</td> <td>配備場所</td> <td colspan="4">西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)</td> </tr> <tr> <td>NTT</td> <td colspan="4">0564-27-2795</td> </tr> <tr> <td>NTIFAX</td> <td colspan="4">0564-27-2798</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線</td> <td colspan="4">無線電話番号-805-4120、4121、4122</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線 (FAX)</td> <td colspan="4">無線電話番号-805-4123</td> </tr> <tr> <td>e-mail</td> <td colspan="4">nishimikawa@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備	配備場所	西三河県民事務所 防災安全課 (西三河総合庁舎2階)		西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)		勤務時間	庁舎代表 0564-23-1211		庁舎代表 0564-23-1211		NTT	内線 2289、2270(防災)、 2271(消防)	内線 4111、4112(統括部総括班) 4113(統括部総務班) 4114(支援部支援班) 4118、4117、4124(統括部情報班)	4111、4112(統括部総括班) 4113(統括部総務班) 4114(支援部支援班) 4118、4117、4124(統括部情報班)	直通 0564-27-2705、2708	直通 0564-27-2793(統括部総括班) 0564-27-2794(統括部総務班・支援部支援班) 0564-27-2795(統括部情報班)		NTIFAX	0564-23-4318		直通 0564-27-2798	内	防災	無線電話番号-805-2289、 2270(防災)	統括部 総括班	無線電話番号-805-4111、4112	無線電話番号-805-2271 (消防)	統括部 総務班	無線電話番号-805-4113	/	支援部 支援班	無線電話番号-805-4114	統括部 情報班	無線電話番号-805-4118、4117、4124	防災行政無線 (FAX)	無線電話番号-805-1150	無線電話番号-805-4123	e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp				外	配備場所	西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)				NTT	0564-27-2795				NTIFAX	0564-27-2798				防災行政無線	無線電話番号-805-4120、4121、4122				防災行政無線 (FAX)	無線電話番号-805-4123				e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp				<p>西三河県民事務所の連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1非常配備 (準備体制)</th> <th>第2非常配備 (準備強化体制)</th> <th>第2非常配備 (警戒体制)</th> <th>第3非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配備場所</td> <td colspan="2">西三河県民事務所 防災安全課 (西三河総合庁舎2階)</td> <td colspan="2">西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">勤務時間</td> <td colspan="2">庁舎代表 0564-23-1211</td> <td colspan="2">庁舎代表 0564-23-1211</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT</td> <td>内線 2289、2270(防災)、 2271(消防)</td> <td>内線 4111、4112(統括部総括班) 4113(統括部総務班) 4114(支援部支援班) 4118、4117、4124(統括部情報班)</td> <td>4111、4112(統括部総括班) 4113(統括部総務班) 4114(支援部支援班) 4118、4117、4124(統括部情報班)</td> </tr> <tr> <td>直通 0564-27-2705、2708</td> <td>直通 0564-27-2793(統括部総括班) 0564-27-2794(統括部総務班・支援部支援班) 0564-27-2795(統括部情報班)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NTIFAX</td> <td colspan="2">0564-23-4318</td> <td>直通 0564-27-2798</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">内</td> <td rowspan="5">防災</td> <td>無線電話番号-805-2289、 2270(防災)</td> <td>統括部 総括班</td> <td>無線電話番号-805-4111、4112</td> </tr> <tr> <td>無線電話番号-805-2271 (消防)</td> <td>統括部 総務班</td> <td>無線電話番号-805-4113</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">/</td> <td>支援部 支援班</td> <td>無線電話番号-805-4114</td> </tr> <tr> <td>統括部 情報班</td> <td>無線電話番号-805-4118、4117、4124</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線 (FAX)</td> <td>無線電話番号-805-1209</td> <td>無線電話番号-805-1109</td> </tr> <tr> <td>e-mail</td> <td colspan="4">nishimikawa@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">外</td> <td>配備場所</td> <td colspan="4">西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)</td> </tr> <tr> <td>NTT</td> <td colspan="4">0564-27-2795</td> </tr> <tr> <td>NTIFAX</td> <td colspan="4">0564-27-2798</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線</td> <td colspan="4">無線電話番号-805-4120、4121、4122</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線 (FAX)</td> <td colspan="4">無線電話番号-805-4123</td> </tr> <tr> <td>e-mail</td> <td colspan="4">nishimikawa@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備	配備場所	西三河県民事務所 防災安全課 (西三河総合庁舎2階)		西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)		勤務時間	庁舎代表 0564-23-1211		庁舎代表 0564-23-1211		NTT	内線 2289、2270(防災)、 2271(消防)	内線 4111、4112(統括部総括班) 4113(統括部総務班) 4114(支援部支援班) 4118、4117、4124(統括部情報班)	4111、4112(統括部総括班) 4113(統括部総務班) 4114(支援部支援班) 4118、4117、4124(統括部情報班)	直通 0564-27-2705、2708	直通 0564-27-2793(統括部総括班) 0564-27-2794(統括部総務班・支援部支援班) 0564-27-2795(統括部情報班)		NTIFAX	0564-23-4318		直通 0564-27-2798	内	防災	無線電話番号-805-2289、 2270(防災)	統括部 総括班	無線電話番号-805-4111、4112	無線電話番号-805-2271 (消防)	統括部 総務班	無線電話番号-805-4113	/	支援部 支援班	無線電話番号-805-4114	統括部 情報班	無線電話番号-805-4118、4117、4124	防災行政無線 (FAX)	無線電話番号-805-1209	無線電話番号-805-1109	e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp				外	配備場所	西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)				NTT	0564-27-2795				NTIFAX	0564-27-2798				防災行政無線	無線電話番号-805-4120、4121、4122				防災行政無線 (FAX)	無線電話番号-805-4123				e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp				<p>機器更新による番号変更【県計画】</p>
区分	第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備																																																																																																																																																														
配備場所	西三河県民事務所 防災安全課 (西三河総合庁舎2階)		西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)																																																																																																																																																															
勤務時間	庁舎代表 0564-23-1211		庁舎代表 0564-23-1211																																																																																																																																																															
	NTT	内線 2289、2270(防災)、 2271(消防)	内線 4111、4112(統括部総括班) 4113(統括部総務班) 4114(支援部支援班) 4118、4117、4124(統括部情報班)	4111、4112(統括部総括班) 4113(統括部総務班) 4114(支援部支援班) 4118、4117、4124(統括部情報班)																																																																																																																																																														
		直通 0564-27-2705、2708	直通 0564-27-2793(統括部総括班) 0564-27-2794(統括部総務班・支援部支援班) 0564-27-2795(統括部情報班)																																																																																																																																																															
	NTIFAX	0564-23-4318		直通 0564-27-2798																																																																																																																																																														
内	防災	無線電話番号-805-2289、 2270(防災)	統括部 総括班	無線電話番号-805-4111、4112																																																																																																																																																														
		無線電話番号-805-2271 (消防)	統括部 総務班	無線電話番号-805-4113																																																																																																																																																														
		/	支援部 支援班	無線電話番号-805-4114																																																																																																																																																														
			統括部 情報班	無線電話番号-805-4118、4117、4124																																																																																																																																																														
		防災行政無線 (FAX)	無線電話番号-805-1150	無線電話番号-805-4123																																																																																																																																																														
e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp																																																																																																																																																																	
外	配備場所	西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)																																																																																																																																																																
	NTT	0564-27-2795																																																																																																																																																																
	NTIFAX	0564-27-2798																																																																																																																																																																
	防災行政無線	無線電話番号-805-4120、4121、4122																																																																																																																																																																
	防災行政無線 (FAX)	無線電話番号-805-4123																																																																																																																																																																
e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp																																																																																																																																																																	
区分	第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備																																																																																																																																																														
配備場所	西三河県民事務所 防災安全課 (西三河総合庁舎2階)		西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)																																																																																																																																																															
勤務時間	庁舎代表 0564-23-1211		庁舎代表 0564-23-1211																																																																																																																																																															
	NTT	内線 2289、2270(防災)、 2271(消防)	内線 4111、4112(統括部総括班) 4113(統括部総務班) 4114(支援部支援班) 4118、4117、4124(統括部情報班)	4111、4112(統括部総括班) 4113(統括部総務班) 4114(支援部支援班) 4118、4117、4124(統括部情報班)																																																																																																																																																														
		直通 0564-27-2705、2708	直通 0564-27-2793(統括部総括班) 0564-27-2794(統括部総務班・支援部支援班) 0564-27-2795(統括部情報班)																																																																																																																																																															
	NTIFAX	0564-23-4318		直通 0564-27-2798																																																																																																																																																														
内	防災	無線電話番号-805-2289、 2270(防災)	統括部 総括班	無線電話番号-805-4111、4112																																																																																																																																																														
		無線電話番号-805-2271 (消防)	統括部 総務班	無線電話番号-805-4113																																																																																																																																																														
		/	支援部 支援班	無線電話番号-805-4114																																																																																																																																																														
			統括部 情報班	無線電話番号-805-4118、4117、4124																																																																																																																																																														
		防災行政無線 (FAX)	無線電話番号-805-1209	無線電話番号-805-1109																																																																																																																																																														
e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp																																																																																																																																																																	
外	配備場所	西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)																																																																																																																																																																
	NTT	0564-27-2795																																																																																																																																																																
	NTIFAX	0564-27-2798																																																																																																																																																																
	防災行政無線	無線電話番号-805-4120、4121、4122																																																																																																																																																																
	防災行政無線 (FAX)	無線電話番号-805-4123																																																																																																																																																																
e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp																																																																																																																																																																	

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
143	3	4	4	<p>(略)</p> <p>第2項 防災活動拠点の確保等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、地域内輸送拠点を速やかに開設できるよう、拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p>第2項 防災活動拠点の確保等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム(B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、地域内輸送拠点を速やかに開設できるよう、拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p><u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理【県計画】</p> <p>防災基本計画に基づく修正【県計画】</p>
147	3	5	1	<p>(略)</p> <p>第5項 中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援</p> <p>国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車<u>(追記)</u>等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第5項 中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援</p> <p>国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、<u>現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車</u>等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画を踏まえた修正【県計画】</p>

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
156	3	7	2	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(1) 防疫措置の実施 (略)</p> <p>エ 避難所の防疫措置</p> <p>避難者及び給食従事者の健康状態を調査するとともに、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>(追記)</u> 被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。また、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。</p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(1) 防疫措置の実施 (略)</p> <p>エ 避難所の防疫措置</p> <p>避難者及び給食従事者の健康状態を調査するとともに、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。また、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。</u></p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>
162	3	8	2	<p>第3項 中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ア (略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>イ</u> ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。</p>	<p>第3項 中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ア (略)</p> <p><u>イ 道路管理用カメラ等の活用及び官民のプロープ情報の活用等により早急に被害状況を把握するとともに、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止めや通行状況を適切に把握する。</u></p> <p><u>ウ</u> ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
163				<p><u>ウ</u> 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、被害状況の把握及び、連絡システムの確保に努めるものとする。</p> <p><u>エ</u> 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。 (略)</p> <p>(3) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援 必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、<u>(追記)</u>被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。</p>	<p><u>エ</u> 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、被害状況の把握及び、連絡システムの確保に努めるものとする。</p> <p><u>オ</u> 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。 (略)</p> <p>(3) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援 必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、<u>ヘリ、無人航空機等を活用した</u>被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。</p>	
164	3	8	3	<p>第1項 名古屋鉄道株式会社における措置 (略)</p> <p>(4) 通信連絡<u>態勢</u> 鉄道電話を第一優先とし、他に<u>西日本電信電話</u>株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。</p>	<p>第1項 名古屋鉄道株式会社における措置 (略)</p> <p>(4) 通信連絡<u>体制</u> 鉄道電話を第一優先とし、他に<u>NTT西日本</u>株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。</p>	社名変更による修正
170	3	10	1	<p>(略)</p> <p>第2項 避難所の運営 (略)</p> <p>(4) 避難者ニーズの把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活</p>	<p>(略)</p> <p>第2項 避難所の運営 (略)</p> <p>(4) 避難者ニーズの把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —22—

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、その</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p>	<p>環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</p> <p><u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p> <p><u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(略)</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
171				<p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(10)</u> 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 (略)</p> <p><u>(11)</u> ペット取扱 必要に応じて、ペットの<u>飼育</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼育</u>場所や<u>飼育</u>ルールを<u>飼育者</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。<u>(追記)</u></p>	<p><u>(10)</u> 在宅避難者等の支援拠点 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</p> <p><u>(11)</u> 車中泊避難を行うためのスペース 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>(12)</u> 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 (略)</p> <p><u>(13)</u> ペット取扱 必要に応じて、ペットの<u>飼養</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼養</u>場所や<u>飼養</u>ルールを<u>飼い主</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>飼い主</u>等からペットの一時預かり<u>要望</u>への対応等について、獣医師会等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p> <p>防災基本計画修正及び環境省ガイドラインを踏まえた修正【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
172				<p><u>(追記)</u></p> <p><u>(12)</u> 公共衛生向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p><u>(13)</u> 感染症対策</p>	<p><u>(14)</u> 避難の長期化に伴う対応</p> <p><u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) プライバシーの確保状況</u></p> <p><u>(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p><u>(ウ) 洗濯等の頻度</u></p> <p><u>(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u></p> <p><u>(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> <p><u>(カ) 食料の確保、配食等の状況</u></p> <p><u>(キ) し尿及びごみの処理状況</u></p> <p><u>(ク) 避難者の健康状態</u></p> <p><u>(ケ) 指定避難所の衛生状態</u></p> <p><u>(15)</u> 公共衛生向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p><u>(16)</u> 感染症対策</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
180	3	12	3	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(略)</p> <p>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>(追記) 夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u></p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(略)</p> <p>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】
194	3	15	5	<p>第1項 通信事業者（<u>西日本電信電話</u>株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p><u>西日本電信電話</u>株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1項 通信事業者（<u>NTT西日本</u>株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p><u>NTT西日本</u>株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急復旧活動の実施</p>	社名変更による修正

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
195				<p>(3) 応急復旧活動の実施 (略) ア <u>西日本電信電話</u>株式会社 (略) 第2項 移動通信事業者(KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社)における措置 (略) (4) 応援体制の確立 (略) また、<u>西日本電信電話</u>株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。</p>	<p>(略) ア <u>NTT西日本</u>株式会社 (略) 第2項 移動通信事業者(KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社)における措置 (略) (4) 応援体制の確立 (略) また、<u>NTT西日本</u>株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。</p>	
202	3	17		<p>□ 基本方針 (略) ■ 応急仮設住宅の建設・修理等 ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の措置や被災家屋の応急修理(<u>追記</u>)、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>	<p>□ 基本方針 (略) ■ 応急仮設住宅の建設・修理等 ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の<u>設置</u>や被災家屋の応急修理(<u>ブルーシートの展張等を含む</u>)、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】
205	3	17	4	<p>第1項 知立市における措置 (略) (3) 被災住宅の応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理(<u>追記</u>)」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。</p>	<p>第1項 知立市における措置 (略) (3) 被災住宅の応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理(<u>ブルーシートの展張等</u>)」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —27—

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				(略)	(略)	
215	4	2	2	<p>第1項 <u>知立市及び関係機関</u>における措置 <u>(追記)</u> 被災者支援施策として市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。</p>	<p>第1項 <u>県及び知立市</u>における措置 <u>(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除</u> <u>復旧・復興事業については、暴力団等が被災地における参入・介入することを防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するよう努める。</u> <u>(2) 公の施設からの暴力団排除</u> 被災者支援施策として市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】及び風水害編との整合性
216	4	3		<p>第3章 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策 □ 基本方針 知立市災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に即した災害廃棄物 <u>(追記)</u> の処理を迅速に実施する。 (略) 第1節 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策</p>	<p>第3章 災害廃棄物 <u>等</u> 処理対策 □ 基本方針 知立市災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に即した災害廃棄物 <u>等</u> の処理を迅速に実施する。 (略) 第1節 災害廃棄物 <u>等</u> 処理対策</p>	表記の整理【県計画】
222	4	5	3	<p>(略) 第4項 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置 (略) <u>(追記)</u></p>	<p>(略) 第4項 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置 (略) <u>第5項 中部管区行政評価局における措置</u> <u>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<u>の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u>	
224	4	6	1	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(1) 支援情報の提供及び相談窓口<u>の設置</u></p> <p>被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報する<u>とともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。</u></p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(1) 支援情報の提供及び相談窓口<u>における相談対応</u></p> <p>被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報する。</p> <p><u>また、市内商工会に設置している「愛知県中小・小規模企業総合相談窓口」において、被災中小企業等に対する相談対応を速やかに実施する。</u></p>	表記の整理【県計画】
226	5	1	2	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>第3項 住民への周知・呼びかけ</p> <p>(略)</p> <p>また、国からの指示に基づき地域住民等に対して、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備え<u>を再確認する</u>等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>第3項 住民への周知・呼びかけ</p> <p>(略)</p> <p>また、国からの指示に基づき地域住民等に対して、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備え<u>の再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え</u>等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p>	表記の整理【県計画】

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
228	5	1	3	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 （略） 第3項 住民への周知・呼びかけ （略） また、国からの指示に基づき地域住民等に対して、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 （略） 第3項 住民への周知・呼びかけ （略） また、国からの指示に基づき地域住民等に対して、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p>	表記の整理【県計画】
15	別紙	3	2	<p>第6項 通信事業会社における措置 西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。</p>	<p>第6項 通信事業会社における措置 NTT西日本株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。</p>	社名変更による修正
19	別紙	4	4	<p>第1項 県公安委員会における措置 （略） （4）緊急輸送車両の確認 （略） イ 緊急輸送車両の確認届出 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車</p>	<p>第1項 県公安委員会における措置 （略） （4）緊急輸送車両の確認 （略） イ 緊急輸送車両の確認申出 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両</p>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —30—

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				両の使用者は、「緊急輸送車両確認申出書」を、県又は県公安委員会（ 追記 ）の事務担当部局等に提出するものとする。	の使用者は、「緊急輸送車両確認申出書」を、県又は県公安委員会（ 県警察 ）の事務担当部局等に提出するものとする。	
22	別紙	4	7	<p>第5項 通信事業者における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため、次の措置を行う。</p> <p>（略）</p> <p>（1）地震防災応急対策等に関する広報</p> <p>（略）</p> <p>エ 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況</p> <p>（略）</p>	<p>第5項 通信事業者における措置</p> <p>NTT西日本株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため、次の措置を行う。</p> <p>（略）</p> <p>（1）地震防災応急対策等に関する広報</p> <p>（略）</p> <p>エ NTT西日本株式会社の東海支店における業務実施状況</p> <p>（略）</p>	社名変更による修正
25	別紙	4	12	<p>第6項 緊急輸送車両の確認届出及び確認</p> <p>（1）緊急輸送車両の確認届出</p> <p>緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の確認届出を行うこととする。</p> <p>（略）</p>	<p>第6項 緊急輸送車両の(削除)確認</p> <p>（1）緊急輸送車両の確認申出</p> <p>緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察)へ緊急輸送車両の確認申出を行うこととする。</p> <p>（略）</p>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正【県計画】